

仕様書

1 事業名

可動式教育用コンピュータ整備事業

2 事業番号

2-教学-2

3 事業場所

州見台小学校	木津川市州見台一丁目3番地2
城山台小学校	木津川市城山台六丁目1番地1
加茂小学校	木津川市加茂町里西上田1番地1
恭仁小学校	木津川市加茂町例幣中切3番地1、3番地2
南加茂台小学校	木津川市南加茂台1丁目1番地1
上狛小学校	木津川市山城町上狛学校1番地
棚倉小学校	木津川市山城町綺田局塚1番地4
木津南中学校	木津川市州見台四丁目2番地6
泉川中学校	木津川市加茂町大野烏田7番地5
山城中学校	木津川市山城町椿井柳田3番地3
適応指導教室	木津川市木津町内垣外9番地5（木津小学校内）
木津川市庁舎	木津川市木津南垣外1番地10（学校教育課内）

4 事業内容

別紙事業概要書による

5 品名・規格・数量等

別紙機能仕様書による。機器およびソフトウェアは、名称が明記されているものについては指定品とし、指定品を選定または選択すること。名称が明記されていない場合、または同等品可とする旨を明記している場合は、機能仕様書の性能を満たすもの、記載された製品と同等以上の機能を持つものを選定すること。数量は別紙台数表のとおり。

6 契約方式

リース契約

第三者契約又は、第三者賃貸方式により契約する。契約内容は、リース標準契約書（（社）リース事業協会）若しくは別紙契約書（案）及び本仕様書に基づくものとする。

7 賃貸借料

賃貸借料（消費税及び地方消費税含む）は月額支払いとする。

8 賃貸借期間

令和3年1月1日～令和7年8月31日

本契約は長期継続契約である。令和3年度以降、当該事業の契約に係る予算が木津川市議会において減額又は削除された場合は、本市は、本契約を解除することができる。また、本契約を解除したことにより損害が生じた場合は、その損害の補償を本市に請求することができる。

9 期間満了後の措置

賃貸借期間が満了したときは、木津川市に対し当該機器を無償譲渡するものとする。

10 備考

- (1) 令和2年12月31日までに機器一式の納入・設定・引渡を完了すること。
- (2) 機器類の納入に際してのすべての機器の組立、設置、完全に動作するまでの調整費用を含めた金額で積算すること。
- (3) コンピュータ機器の納入に際して、文部科学省の「学校環境衛生の基準」により化学物質（ホルムアルデヒド・トルエンの2物質）の濃度測定を納入前、納入後の2回行い基準値をこえていた場合は、引渡日までに基準以下になるようにすること。（木津南中学校と適応指導教室、学校教育課は除く）